

掛川市条例第 38 号

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

掛川市長

(別紙)

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の一部を改正する条例

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例（平成26年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。